

滋賀短期大学附属高等学校いじめ防止基本方針

はじめに

人は尊い命と多くの可能性を秘めた能力を親から授かり、この世に生まれてきたのである。その命を大切に生きる事は人として当然であり、最も大切なことである。そして私たち大人はその子が心身ともに健康な大人に成長するように見守り、またその子の能力を最大限に伸ばすように支援する事が役目だと考える。

特に、学校は、心身ともに成長が著しい過程を過ごす場所であるから、一人ひとりの成長にあった支援をしていくことが重要である。中でも高等学校は、思春期を迎えた時期であり、それまでの生育歴や中学校までの友人関係、そして学習能力等をしっかり把握して個に応じた指導や支援をしていかなければならない。

そのために本校では、**教育目標「自ら考え行動し、誠実で思いやりのある生徒の育成」**を掲げ、安全・安心な学校作りを推進している。落ち着いた学習環境や生活環境の下、生徒一人ひとりが自分の力を最大限に発揮できる環境をつくることを目指して教育活動を展開している。目指す生徒像は次の5つである。

- ① 互いの人権を尊重する
- ② 自他の生命を大切にする
- ③ 思いやりの心を持つ
- ④ 責任を持って成し遂げる
- ⑤ 明るい挨拶と正しいことば遣いができる

2013年に制定され、2017年に改定された「いじめ防止対策推進法」に基づき、これまでの取り組みをさらに強化するべく2018年に基本方針を改定した。「いじめは絶対に許されない」という意識を生徒、教職員、保護者が高め、命・人権を大切にするための指導体制を組織的に、また計画的に構築し取り組んでいきたい。

いじめの定義

「いじめ」とは、生徒に対して、当該生徒が在籍する学校に在籍している等当該生徒と一定の人的関係にある他の生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。

第1 いじめ防止等の対策のための基本的な方向に関する事項

1. いじめの未然防止

- ①豊かな人間関係を築く
 - ・優しい心を育む
 - ・規範意識を高め、規律ある生活を送る
 - ・体験活動や読書活動に積極的に取り組み、豊かな情操を培う
 - ・集団活動を通して、互いに思いやり助け合う心情を育む
- ②健康な心身を養う
 - ・達成感や成就感を抱く取り組みを促し、自己肯定感を育む
 - ・何事にも根気強くまじめに取り組む姿勢を身につける
 - ・挨拶や返事を励行する

- ・読書活動を推進する
- ・部活動をはじめとする放課後の活動を活性化し、充実した日々を送る

③いじめ防止を啓発する

- ・いじめは決して許されないことを講話や研修等によって理解する
- ・教科指導やロングホームルームでいじめ防止について学ぶ
- ・生徒会活動の一環としていじめ防止に係る取り組みを展開する
- ・本校の道德目標「正義を重んじ、誰に対しても公正・公平にし、差別や偏見のない生徒を育てる」を各教科指導、クラス指導等全ての教育活動を通して推進する

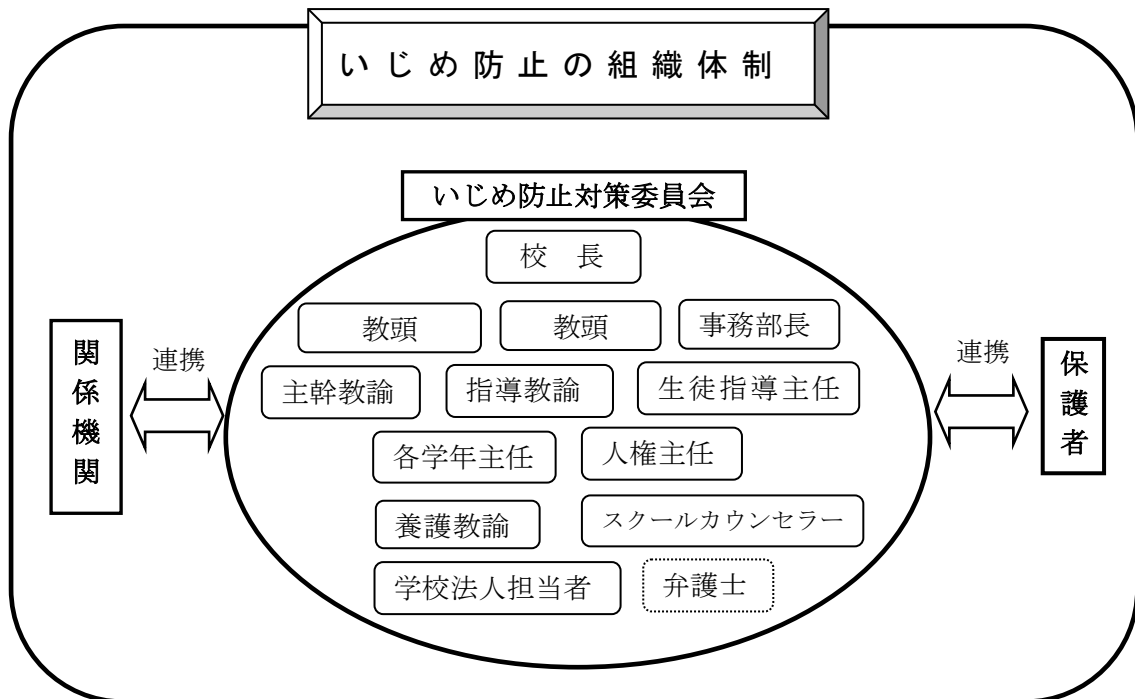
2, いじめ防止のための指導計画

【資料1】

3, いじめの早期発見

- ・実態把握を常時行う（実態調査、面談、保護者との懇談）
- ・挨拶運動や授業を通して生徒の学習・生活態度を観察する
- ・教師間で情報交換を密にする
- ・教育相談委員会での話し合いを定期的に行う
- ・欠席生徒の把握とその要因の分析を行い、教員間で共有する
- ・いじめの相談窓口を開設する【資料2】
- ・道德教育を全体計画に基づいて推進する【資料3】

4, いじめ防止の組織体制（常設）



5, いじめ防止対策委員会の役割

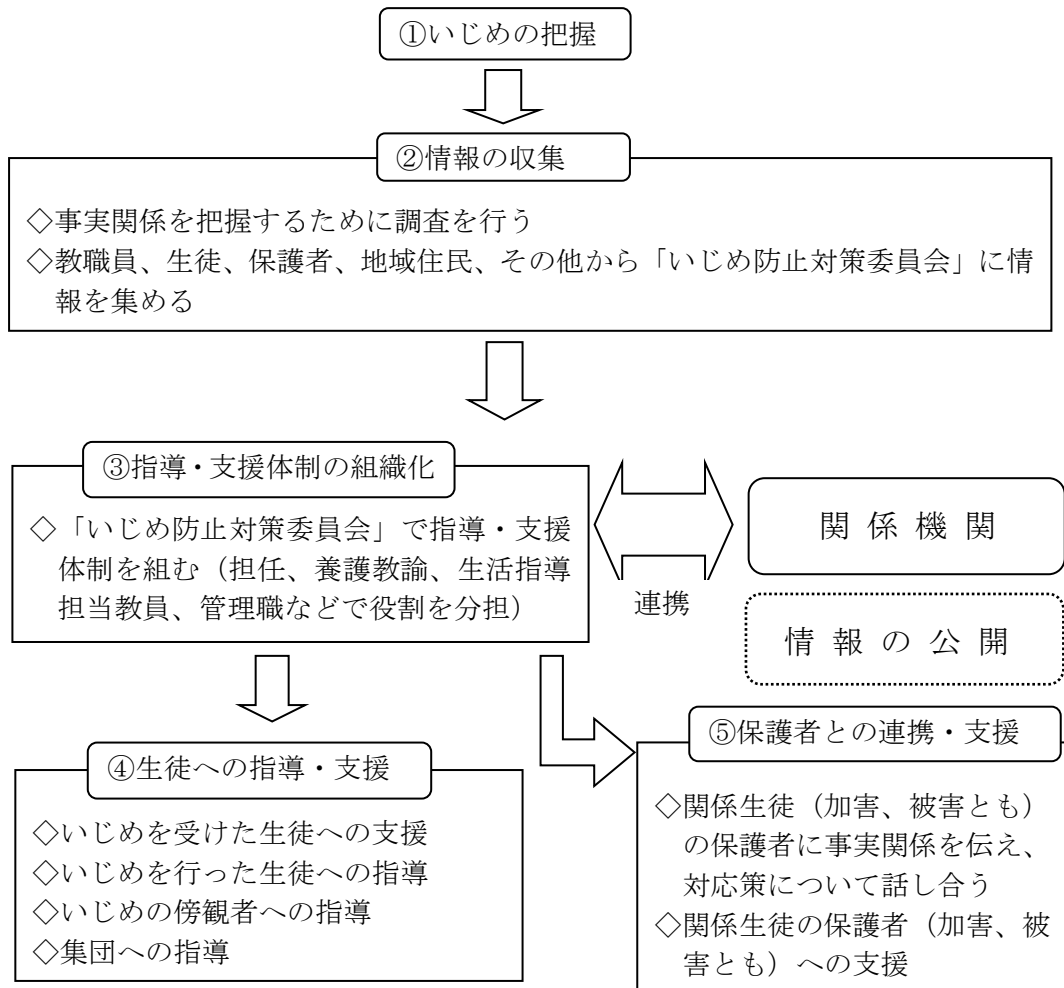
- ・いじめの相談・通報を受け付ける
- ・いじめの疑いに関する情報や生徒の問題行動などの情報の収集と共有を行う
- ・いじめに関する情報があった時には速やかに会議を開催し、情報の迅速な共有を図る

- ・いじめの事実関係を把握するためにアンケート調査や聞き取り調査等を実施する
- ・重大事態に係る調査の母体となり調査を行う
- ・いじめを受けた生徒に対する支援、いじめを行った生徒に対する指導の体制と対応方針の決定を行う
- ・いじめの防止等の取り組みについて、全ての教職員間で共通理解を図る

6, いじめが発見された場合の措置

- ・速やかにいじめの事実の有無を確認する
- ・いじめを受けた生徒が安心して登校できることを最優先とした対応をとる
- ・いじめを受けた生徒やその保護者の支援策を検討する
- ・重大事態につながりそうな時には関係機関との連携を密にして対応策を考える
- ・いじめを行った生徒が抱える問題などいじめの背景にも目を向け、当該生徒の健全な人格の発達に配慮する
- ・いじめを行った生徒の保護者への連絡を迅速に行い、その保護者への支援をするとともに、協力して対応に当たる
- ・いじめが起こったクラス等の集団に対して、いじめは絶対に許されない行為であることを徹底し、いじめ防止に努めようとする態度を育てる
- ・生徒が互いを尊重し、認め合う人間関係を構築できる仲間作りを進める

7, いじめが発生した場合の組織体制



8, いじめに関する重大事態が発生した場合の措置

重大事態とは

- ① いじめにより生徒の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき
- ② いじめにより生徒が相当の期間、学校を欠席する事を余儀なくされている疑いがあると認めるとき

- ・速やかに事実確認を行い、いじめ防止対策委員会を開催する
- ・事実関係を明確にするための調査を直ちに実施する
- ・学園本部に報告をして、今後について検討する
- ・関係機関に報告をして、私的な事情を鑑みながら情報を公開する
- ・事態収拾に時間を要するときは、滋賀県総務部私学・県立大学振興課と連携をとり、指示を仰ぐ
- ・いじめ防止対策委員会にて措置の在り方を再検討する

第2 いじめ防止等のための対策の内容に関する事項

1, いじめの防止のための取り組み

- ・定期的に実態調査を実施する
- ・教職員が校内研修や職員会議でいじめについての共通理解を図る
- ・学年団や教育相談委員会で生徒についての情報を共有する
- ・全校集会やホームルーム活動等で教員が人権問題やいじめ問題に触れ、「いじめは許されない」という意識を高める
- ・生徒が互いにコミュニケーションを図る体験活動を充実させ、生徒相互の理解に努めるように促す
- ・教職員の言動が生徒の人権を侵害することにつながらないように、日頃から研修や職員会議等で注意を喚起する
- ・授業のルールを徹底して、生徒が落ち着いて学習に取り組める学習環境を保つ
- ・生徒が友人の意見を尊重して話し合ったり、まとめたりする学習活動を積極的に取り入れる
- ・家庭や地域の方々と連携を密にして、生徒の態度の変化を早くつかむ
- ・生徒会活動を通して、主体的に思いやりの輪を広げる取り組みをする
- ・感謝の気持ちを込めてボランティア活動や社会貢献の取り組みを行う

2, いじめへの対処

- ・訴えを真摯に聞き取り、事実確認を行う（訴えた生徒や被害者の安全を確保する）
- ・いじめ防止対策委員会を開く
- ・事情の聞き取り調査を行い、事実の有無を確認する
- ・事実確認の内容によっては法人本部に報告し連携をとる
- ・家庭訪問または関係保護者の来校を依頼して協力を得、対応する
- ・重大な被害が生じる恐れがある場合は警察署に連絡をして援助を求める
- ・被害生徒の安全と安定を最優先にしてカウンセラーや関係機関と連携を図り、解決に努める
- ・必要に応じて学年単位や学校全体で集会を開き、いじめの事実と対応を伝え協力を求める

- ・教育上必要と認めたときは生徒に対して懲戒を加えたり、特別指導を行ったりする
- ・重大事態が生じたときは第1項目の8に準ずる

3, インターネット等によるいじめへの対応

- ・教職員生徒がともにインターネットを通じて行われるいじめや危険性について研修や講演から学ぶ
- ・情報モラルや情報リテラシーに関する教育を実施する
- ・いじめ相談窓口を活用するように呼びかける
- ・実際にいじめにつながるような事例については、警察署の指導や支援を受ける
- ・保護者にインターネット等によるいじめや人権侵害に係る事象を伝え、注意を促す

4, その他

- ・生徒や保護者から信頼を得るように教員の資質向上に努める
- ・学校評価等により、生徒の安全、安心につながる学校運営や教育活動となるよう改善に取り組む